

岡垣町監査委員告示第3号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を行ったので、地方自治法第199条第9項の規定により、その結果について下記のとおり公表する

令和4年 7月 20日

岡垣町監査委員 宗岡 信之

岡垣町監査委員 太田 清人

記

1 監査の種類 補助金等監査

2 監査の概要

ア 監査の期間 令和4年5月13日から24日（4日間）

イ 監査対象補助金等と所管課

- | | |
|----------------------|---------|
| (1) 岡垣国際交流協会補助金 | 地域づくり課 |
| (2) 戦没者遺族援助補助金 | 福祉課 |
| (3) 老人クラブ助成金 | 長寿あんしん課 |
| (4) 商工会補助金 | おかがきPR課 |
| (5) 岡垣町の特産品を育てる会補助金 | おかがきPR課 |
| (6) 観光協会補助金 | おかがきPR課 |
| (7) 学校人権教育研究連絡協議会補助金 | 教育総務課 |
| (8) 人権教育推進協議会補助金 | 生涯学習課 |
| (9) 婦人会補助金 | 生涯学習課 |
| (10) 自治公民館連絡協議会補助金 | 生涯学習課 |
| (11) 文化協会補助金 | 生涯学習課 |

- | | |
|------------------------|-------|
| (12) 岡垣町青少年健全育成町民会議補助金 | 生涯学習課 |
| (13) 体育協会補助金 | 生涯学習課 |

ウ 対象とした事項及び範囲

- ・令和3年度の補助金の執行額及び令和4年度の補助金の予算額
- ・補助金の交付要綱について

エ 監査の着眼点

- ①適正な予算執行のため、補助金交付要綱が作成されているか。
- ②令和4年度の補助金予算額を団体が有する積立金の額、本町の「行政改革推進計画」や社会経済状況の変化等を踏まえ、作成しているか。

3 監査の結果

(1) 総評

岡垣町監査基準に基づき監査を行った結果、おおむね適正に処理されていたが、一部において次のような事項が認められた。これらについては、適切な措置を講じられたい。

(2) 指摘事項（共通事項）

前回の補助金監査で要綱が未整備であったものは作成されていたが、決裁文書を見ても補助額等が妥当なのかを判断するための具体的な説明がなく、制定の根拠等が不明確なものが多い。

また、補助率・額に「予算の範囲内」「町長が必要と認めた額」との表現を用い、補助対象事業も「事業活動に関する経費」と経費全部を補助対象にしているなど、内容の特定が難しくかつ裁量幅の大きい表現となっているものも見受けられた。

更には、決裁文書への決裁日の記入漏れ、文書管理規程で定める文書を保存する期間の取扱いが所管課で区々であった。

(3) 指摘事項（個別事項）

○岡垣国際交流協会補助金について

- ・要綱作成について

補助対象の上限額 350 万円の根拠が従来の定額支給額と同一であり、団体の事業を助成する目的が十分に見直されていないことと併せて、基金等内部留保が年間の補助額をはるかに上回っており、行政改革推進計画の主旨が活かされていない。

特に人件費の補助内容については、勤務実績等の貢献度から見て他の団体と比べてかなり優遇され、著しく公平感を欠いている。

岡垣町の国際交流事業については、活動の軸となる国際交流員が令和4年度から廃止されており、今後の事業のあり方を含め、補助金交付要綱の再検討が必要である。

また、人件費の補助に当たっては、人件費補助ガイドライン等を作成し、不公平感を是正する必要がある。

- ・令和3年度補助金について

令和3年度に交付した補助金に係る実績報告等を審査するにあたり、必要な書類の提出を求めていたが、提出されなかった。特に人件費関係の用途を明らかにする書類については、監査委員が求める書類がいまだに確認できていない。

協会に対する指摘後の改善状況については、令和3年12月16日に町が現地で確認を行っているが、助言に当たる部分の取り組み状況については確認がされていない。

また、指導結果については、適宜監査委員に報告するよう決められていたが、文書が提出されるのみで、詳細説明が行われておらず、令和4年1月14日に開催された「一堂に会する場」の説明がなされた以後は報告がない。

監査委員との約束事項が遵守されていないことは大いに問題であり、速やかな改善を強く要請する。

(4) 監査意見

- ・国際交流協会について

岡垣国際交流協会への補助金交付に関する指摘事項に対し、令和3年6月10日付3岡地第403号「令和2年度定期監査の結果に基づく措置状況について」で報告を受けるとともに、町民の理解と協力が不可欠であるとして、町の公式ホームページで改善状況等が3度にわたって周知されている。

その中で町は、令和3年12月13日付で国際交流協会から提出された、「改善報告書」の基本認識及び基本姿勢は適切であり、協会の課題解決に向けた真摯な姿勢が示されたと断言しているが、現地確認により指導したとされる内容の検証が監査委員としてはできない状態であり、町の対応に甘さが認められる。

今回の定期監査は、これまでの3年間に及ぶ補助金監査の集大成であり、特に国際交流協会への補助金に関しては、指導の成果を検証する最良の機会として取り組んだ。

その結果、監査を通じて全体的に感じられるのは、管理監督責任の不明確さ、規律ある組織づくりの弱さである。

また、国際交流協会については、岡垣町補助金等交付規則に抵触すると懸念される状況が解消されていないと認められることから、本課題解決に向け早急に対応されたい。